

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書**【提出先】** 関東財務局長**【提出日】** 平成26年4月1日**【発行者名】** インベスコ・アセット・マネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹**【本店の所在の場所】** 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階**【事務連絡者氏名】** 森下 泰幸**【電話番号】** (03) 6447 - 3086**【届出の対象とした募集
（売出）内国投資信託受
益証券に係るファンドの
名称】** インベスコ オーストラリア株式ファンド**【届出の対象とした募集
（売出）内国投資信託受
益証券の金額】** 5,000億円を上限とします。**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年5月16日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年11月18日に訂正届出書にて訂正済み。）の記載事項について、当社（委託会社）が本日付でインベスコ投信投資顧問株式会社からインベスコ・アセット・マネジメント株式会社へ社名を変更したことに伴い、関係情報を更新するため、また記載事項の一部に訂正すべき事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(5)申込手数料

<訂正前>

| | |
|----------|--|
| (5)申込手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める<u>3.15%（税抜き3.00%）</u>⁴以内の手数料率を乗じて得た額とします。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。</p> <p>4 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、<u>3.24%（税抜き3.00%）</u>以内となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 |
|----------|--|

<訂正後>

| | |
|----------|---|
| (5)申込手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める<u>3.24%（税抜き3.00%）</u>以内の手数料率を乗じて得た額とします。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 |
|----------|---|

(12)その他

< 訂正前 >

| | |
|---------|---|
| (12)その他 | <p>(前略)</p> <p>・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。</p> <div data-bbox="531 282 1358 501" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>インベスコ投信投資顧問株式会社</p><hr/><p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p><p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p><p>ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p></div> |
|---------|---|

< 訂正後 >

| | |
|---------|---|
| (12)その他 | <p>(前略)</p> <p>・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。</p> <div data-bbox="531 736 1358 956" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"><p>インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p><hr/><p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p><p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p><p>ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p></div> |
|---------|---|

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

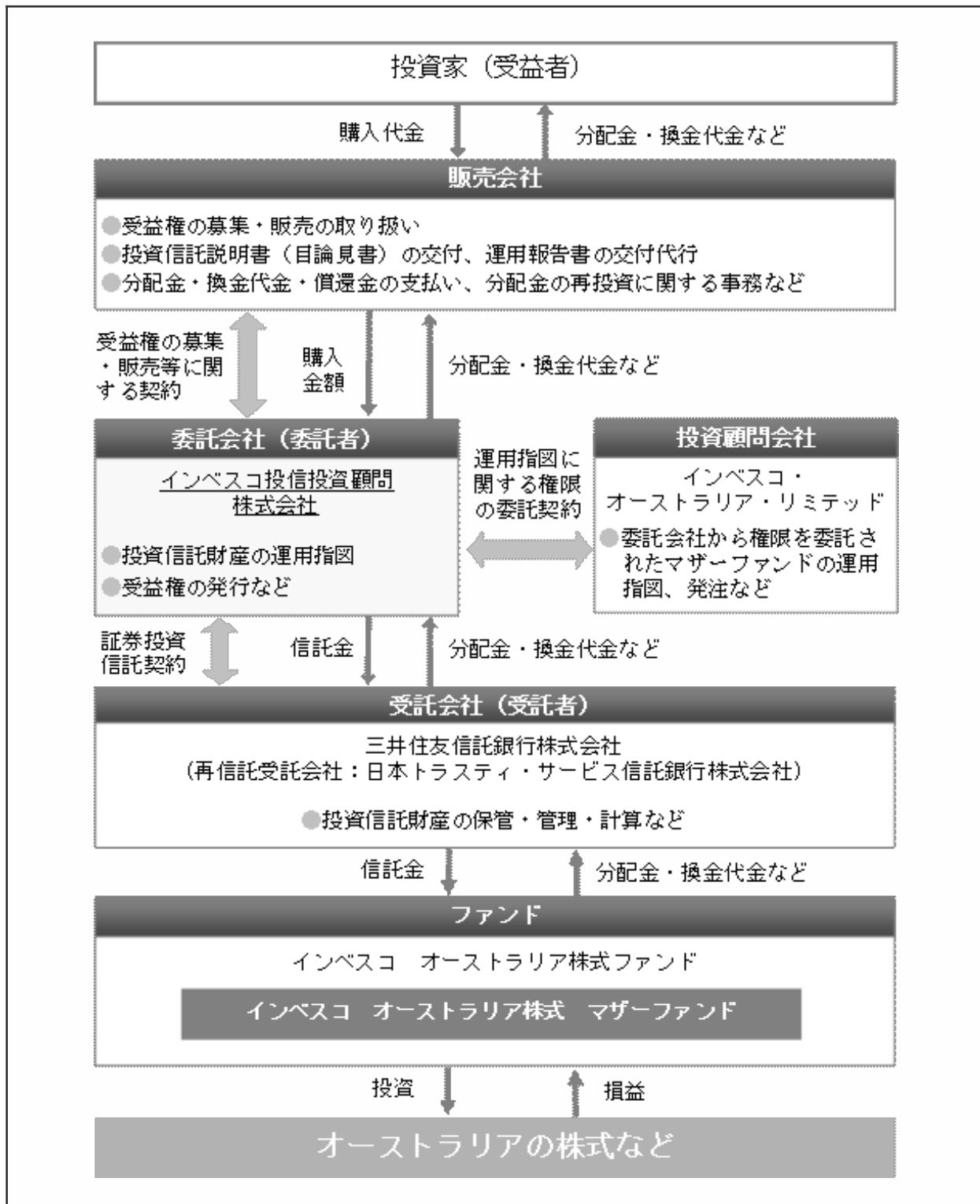
1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの運営の仕組み

< 訂正前 >

a. ファンドの関係法人の概要



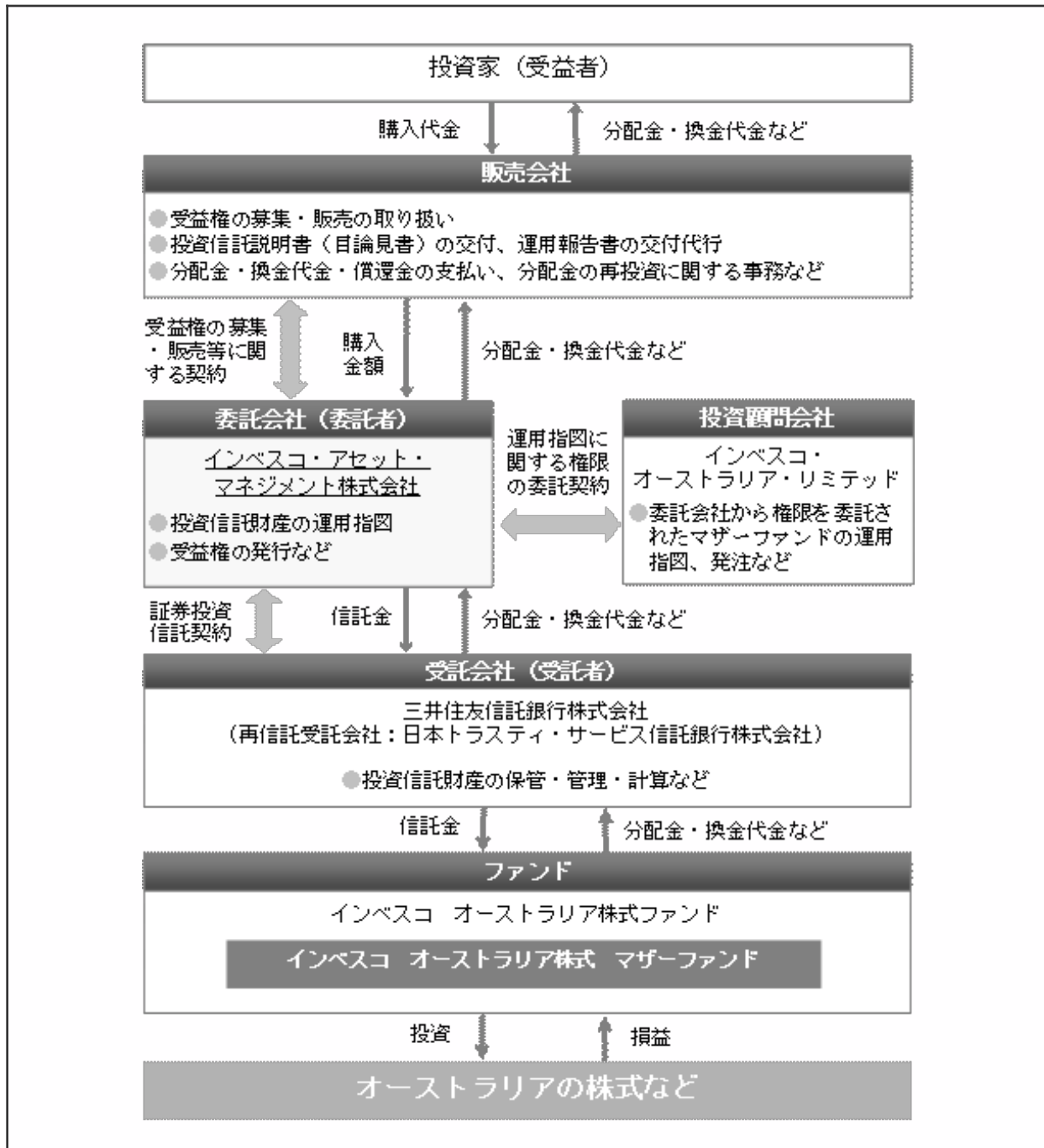
b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

| | |
|--|---|
| 委託会社 インベスコ投信投資顧問株式 会社 | 投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。 |
|--|---|

（後略）

< 訂正後 >

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

| | |
|---|---|
| 委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 | 投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。 |
|---|---|

(後略)

委託会社等の概況

<訂正前>

| | |
|---------|--|
| 名称（商号等） | インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号） |
|---------|--|

(中略)

| 沿革 | 昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 | | | | | | | | |
|----------------------|--|---------|------|-------|------|----------------------|---|---------|------|
| 大株主の状況 | （平成25年9月30日現在） <table border="1" data-bbox="501 1144 1388 1330"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>所有株式数</th> <th>所有比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インベスコ・ファー・イースト・リミテッド</td> <td>英国ロンドン市フィ ンズベリースクウェ ア30番地EC2A 1AG</td> <td>40,000株</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 | インベスコ・ファー・イースト・リミテッド | 英国ロンドン市フィ ンズベリースクウェ ア30番地EC2A 1AG | 40,000株 | 100% |
| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 | | | | | | |
| インベスコ・ファー・イースト・リミテッド | 英国ロンドン市フィ ンズベリースクウェ ア30番地EC2A 1AG | 40,000株 | 100% | | | | | | |

<訂正後>

| | |
|---------|--|
| 名称（商号等） | インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号） |
|---------|--|

(中略)

| | |
|----|---|
| 沿革 | 昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 平成26(2014)年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更 |
|----|---|

| 大株主の状況 | (平成26年2月1日現在) | | | |
|--------|------------------------------|--|---------|------|
| | 名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
| | インベスコ・ ファー・イース ト・リミテッド | Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom | 40,000株 | 100% |

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料< 投資者が直接的に負担する費用 >

< 訂正前 >

| | |
|--------|--|
| 購入時手数料 | <p>購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.15% (税抜き3.00%)⁴以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p> <p>4 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、3.24% (税抜き3.00%) 以内となります。</p> |
|--------|--|

(後略)

< 訂正後 >

| | |
|--------|---|
| 購入時手数料 | <p>購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.24% (税抜き3.00%) 以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p> |
|--------|---|

(後略)

(3)信託報酬等<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

<訂正前>

| | |
|--------|---|
| 信託報酬の額 | 投資信託財産の純資産総額に年率1.659%（税抜き1.58%）を乗じて得た額とします。 平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率1.7064%（税抜き1.58%）となります。 |
|--------|---|

（後略）

<訂正後>

| | |
|--------|--|
| 信託報酬の額 | 投資信託財産の純資産総額に年率1.7064%（税抜き1.58%）を乗じて得た額とします。 |
|--------|--|

（後略）

(4)その他の手数料等<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>**その他諸費用**

<訂正前>

（前略）

| | | | |
|-----------------------------|--|--------------|-----------------------------|
| 計算方法等 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">その他諸費用 上限固定率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 <p>平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、年率0.108%（税抜き0.10%）となります。</p> | その他諸費用 上限固定率 | 純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%） |
| その他諸費用 上限固定率 | | | |
| 純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%） | | | |

（後略）

< 訂正後 >

(前略)

| | |
|-------|--|
| 計算方法等 | その他諸費用 上限固定率 |
| | 純資産総額に対して年率0.108%（税抜き0.10%） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のためにを行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・ 委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。 |

(後略)

(5) 課税上の取扱い

課税上の取扱いについては、該当事項が以下の内容に更新されます。

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

| | | |
|-----------------|--|-----------------------------------|
| 分配金に対する課税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 | |
| | 平成49年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) |
| | 平成50年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。 | |
| 解約金および償還金に対する課税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 | |
| | 平成49年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) |
| | 平成50年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。 | |

| | |
|----------|--|
| 損益通算について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 |
|----------|--|

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が最長5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、日本国内居住の満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

| | | | | | |
|---------------------|--|---------------|---------|-------------|-----|
| 分配金、解約金および償還金に対する課税 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 <table border="1" data-bbox="512 887 1417 965"> <tr> <td>平成49年12月31日まで</td> <td>15.315%</td> </tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td> <td>15%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。 | 平成49年12月31日まで | 15.315% | 平成50年1月1日以降 | 15% |
| 平成49年12月31日まで | 15.315% | | | | |
| 平成50年1月1日以降 | 15% | | | | |
| 益金不算入制度の適用 | 益金不算入制度は、適用されません。 | | | | |

個別元本について

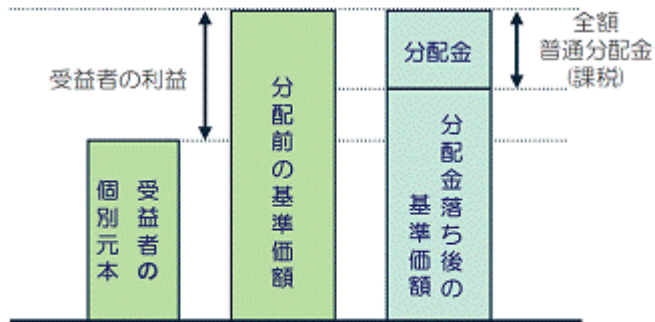
- ・ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

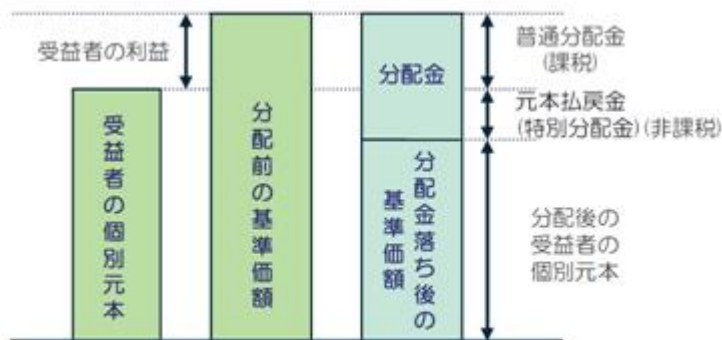
普通分配金



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成26年2月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

（前略）

| | |
|--------|---|
| 購入時手数料 | <p>購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める<u>3.15%（税抜き3.00%）</u>以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>平成26年4月1日以降は、消費税率が8%に変更されるため、<u>3.24%（税抜き3.00%）</u>以内となります。</p> |
|--------|---|

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

| | |
|--------|--|
| 購入時手数料 | <p>購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める<u>3.24%（税抜き3.00%）</u>以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> |
|--------|--|

（後略）

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

< 訂正前 >

（前略）

| | |
|--------------|--|
| 基準価額の算出頻度と公表 | <p>（中略）</p> <p>基準価額の照会先</p> <p>インベスコ投信投資顧問株式会社</p> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> |
|--------------|--|

（後略）

< 訂正後 >

(前略)

| | |
|--------------------------|---|
| <p>基準価額の算出頻度 と公表</p> | <p>(中略) 基準価額の照会先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>インベスコ・アセット・マネジメント株式会社</p> <hr/> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div> |
|--------------------------|---|

(後略)

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

5 その他

< 訂正前 >

| | |
|--------|----------------------|
| 定款の変更等 | 定款の変更は、株主総会の決議が必要です。 |
|--------|----------------------|

(後略)

< 訂正後 >

| | |
|--------|--|
| 定款の変更等 | 平成26年4月1日付で定款を変更し、商号をインベスコ・アセット・マネジメント株式会社に変更しました。 |
|--------|--|

(後略)